

子どものネット見守り業務実施ガイドラインについて

インターネットの普及により、子どもたちの取り巻く環境が変化しています。そのため、子どもの生活環境として、家庭や学校、地域といった現実空間だけでなくインターネット空間もあわせて見守り、子どもたちを理解し、時には導くことが必要です。

インターネット利用が関係した子どもの事件やトラブルへ対応するために、教育委員会等が中心となってネットパトロールが実施されています。しかし、情報収集や関係者による情報共有、情報を活用した指導の難しさ、コストなどの様々な問題があり、真の問題解決や未然予防には至っていないと多くの関係者が指摘しています。

そこで、当センターの「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域（平成 19－24 年度、以下、当該領域）で推進した研究開発プロジェクト「子どものネット遊び場の危険回避、予防システムの開発」（以下、当該プロジェクト）では、学校や教育委員会、NPO や市民ボランティア等が連携して、「見守り」の考え方を活かし、子どもの状況等を理解し適切な指導に結びつけるための、「地域協働型ネットパトロール」のモデルを開発しました。

ネットパトロールを行う上では、個人情報保護やプライバシーの保護、近年、問題となってきた会員制のコミュニティサイトへの対応など、法的側面から検討を行い、適切に実施するとともに、現行法上の課題を提示していくことも必要です。そこで、当該領域及びプロジェクトでは、高崎市教育委員会及び複数の法律の専門家のご協力をいただきながら検討を行い、「子どものネット見守り業務実施ガイドライン」を協働で作成しました。

子どもの安全に向けて取組む多くの方々にご参考いただき、今後の改善につながることを願って、ここに公開致します。

ご利用につきましては、免責事項を十分理解した上で、ユーザーの皆様の責任において細心の注意を払ってご利用いただきますよう、宜しくお願い致します。

<ガイドラインについて>

- ・ 本ガイドラインは、教育委員会及び公立学校がネット見守り業務を実施する場合、また NPO や事業者等が業務を請け負う場合を想定して作成しています。
- ・ 個人情報保護法を踏まえ、業務実施主体別に以下の 2 種類のガイドラインが含まれています。
 - ① 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例が適用される主体向け（教育委員会や公立学校等）
 - ② 個人情報保護法が適用される主体向け（業務を請け負う NPO や事業者等）
- ・ ①のガイドラインは、高崎市におけるネット見守り事業を実施するに当たり、ガイドラインの必要性が生じたため、高崎市の個人情報保護条例に基づき作成しました。
- ・ 私立学校が業務を実施する場合には、個人情報保護法が適用されます。

<免責事項>

独立行政法人科学技術振興機構および当該プロジェクトの関係者は、本ガイドラインの瑕疵による場合も含め、本ガイドラインを利用されて受けた一切の損害や、発生した事故等について、一切責任を負いません。

実施にあたっては、ユーザーの責任において十分な検証をお願いします。

予告なしに内容および掲載元の URL（ <http://anzen-kodomo.jp/> ）の変更、削除をする場合がありますが、あらかじめご了承ください。

<お問い合わせ先>

（独）科学技術振興機構 社会技術研究開発センター

「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域

URL : <http://anzen-kodomo.jp/>

e-mail : c-info@anzen-kodomo.jp

① 地方公共団体の個人情報保護条例が適用される主体向け
「高崎市子ども見守り業務実施機関ガイドライン」

	条文	各条文に関する補足、検討事項
第1条 (目的)	このガイドラインは、子ども見守り業務(以下「本業務」という。)を実施する高崎市の実施機関(以下「実施機関」という。)が、本業務の実施に際して、対象となる児童・生徒(以下あわせて「対象児童」という。)に関する情報を取り扱うに当たり、高崎市個人情報保護条例(以下「条例」という。)を遵守すること及び対象児童の権利侵害を防ぐことを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 「権利侵害を防ぐ」 情報取得により、プライバシー、表現の自由に問題が生じうる。
第2条 (定義)	このガイドラインにおける用語の定義は、特に定めがない限り、条例と同じものとする。	<ul style="list-style-type: none"> たとえば、「実施機関」は、市長、教育委員会等を指す(条例第2条(2)号)。 受託事業者ガイドラインの用語は個人情報保護法のものであるため、同じ概念について用語の不一致が生じている。たとえば「取得」と「収集」、「安全管理」と「適正管理」、「従業者」と「職員」などである。
第3条 (対象児童情報)	このガイドラインにおいて、「対象児童情報」とは、対象児童に関する情報で、特定の対象児童が識別され、又は識別され得るものをいう。	<ul style="list-style-type: none"> 条例における個人情報の定義と同じ(条例第2条(1)号)
第4条 (本業務)	<ol style="list-style-type: none"> 本業務は、対象児童に対する教育・指導の権限を有する実施機関のみが実施することができる。 本業務の目的は、対象児童に対する教育・指導に限られるものとする。 実施機関は、本業務の開始、変更、廃止に際しては、条例第5条の手続きを履践するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 本業務は、児童に対する教育・指導の権限を有する実施機関のみが教育・指導の目的においてのみ行い得るものとした。そもそもこのような情報収集を行うこと自体についての許容性が必要であり、そのためには、権限と目的の双方が教育・指導であることが必要と考えた。 3項は、条例第5条の要求事項を規定したもの。

<p>第 5 条 (収 集 の 制 限)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施機関は、本業務の実施に当たり、条例第 6 条 2 項本文に定める方法によらずに対象児童情報を収集する場合には、審議会の意見を聴かなければならない。 2. 実施機関は、対象児童情報を収集するときは、本業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。 3. 実施機関は、審議会の意見を聴いて特に必要と認めた場合を除き、次に掲げる事項に関する対象児童情報を収集してはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 思想、信条及び宗教に関する事項 (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 6 条 2 項本文は直接収集の原則をとっているが、条例第 6 条 2 項(6)号の例外(審議会の意見聴取)によって直接収集によらない収集を可能とした。 ・ 実施機関は多様な経路で対象児童情報を取得することがあるため、取得経路について限定しなかった(委託先と異なり、対象児童と直接接触して情報収集をすることがある)。情報の種類・カテゴリについても限定はしなかったが、利用目的に無関係なものは、速やかに消去することとした(第 11 条(保存期間))。 ・ 2 項は、条例第 6 条 1 項の要求事項を規定したもの。SNS 等に年齢の虚偽申告をする行為は、本項の違反となりうるため、原則として SNS 事業者の同意を得ることを要する。例外として、虚偽申告の必要性がありかつ SNS 事業者が同意しない場合には、[審議会の賛成の意見を条件として]年齢の虚偽申告を行うことができるものとする。ただし、この点については専門家から違法の疑いがあるとの指摘を受けている。(条例 6 条 1 項については、2 項や 5 項のように審議会の意見聴取による例外が規定されていない)。 ・ 3 項は、条例第 6 条 5 項の要求事項を規定したもの。(1)(2)について、全面的に収集不可とする考え方もありうる。
--------------------------------	--	--

<p>第6条 (利用目的)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象児童情報の利用目的は、児童の教育・監護ほか、その健全な育成を阻害するおそれのある、①対象児童の嗜好・行動、②人間関係、及び③トラブル等を特定することに限られる。 2. 前項の「対象児童の嗜好・行動」とは、対象児童による①法令違反行為、②自殺・自傷行為、③家族・友人等の生命・身体等に危険をもたらすおそれのある行為、④飲酒喫煙・性的逸脱行為・校則違反、及び⑤その他児童の健全育成を阻害するおそれのある行為又はこれらの行為への関心をいう。 3. 第1項の「人間関係」とは、①暴力団関係者、暴走族、前科・前歴のある者又はそれらと日常的な交流がある者との交友関係、②営利目的の業者との接触、③出会いを求める大人またはその疑いのある大人との接触、④親族その他の同居者による虐待、及び⑤その他児童の健全育成を阻害するおそれのある者との接触をいう。 4. 第1項の「トラブル等」とは、①犯罪被害、②学校・塾等におけるいじめ又は対人トラブル、③ひきこもり、④常習的不登校、⑤薬物依存、⑥精神障害その他の疾病、⑦誹謗中傷および個人情報(対象児童自身の情報を含む。)の発信、及び⑧その他児童の健全育成を阻害するおそれのあるトラブルをいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的は、対象児童の健全な育成を阻害するおそれのある①嗜好・行動、②人間関係、③トラブル等の3つのカテゴリに属する事実の特定・提供とした。 ・ それぞれのカテゴリの対象もある程度限定した。人間関係は、児童の健全育成を阻害するおそれのある者との接触に限定し、同世代間の異性交遊や不登校児童の友人関係などはここには含めていない。
-----------------------	---	--

<p>第7条 (目的外利用・提供)</p>	<p>実施機関は、収集の目的の範囲を超えて個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、条例第7条1項の(1)号ないし(3)号または(7)号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目的外利用と第三者提供は原則禁止。例外的な許容は条例第7条1項の各号のうち、(1)号～(3)号および(7)号のみとした。(4)号～(6)号の例外的許容を認めなかったのは、本業務に関してこれらの例外を認める必要があるとは考えにくいことによる。
<p>第8条 (委託)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施機関は、本業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。 2. 前項の委託を行う場合、実施機関は対象児童情報の保護の観点から適切な委託先を選定するとともに、条例第11条1項に定める措置をとるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「条例11条1項に定める措置」については、条例施行規則第5条において、①秘密保持に関する事項、②目的以外の使用及び第三者への提供禁止に関する事項、③事故発生時の報告義務に関する事項等について契約書に明記することであるとされている。
<p>第9条 (適正管理)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施機関は、対象児童情報の機微性に鑑み、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない 2. 実施機関は、その職員に対象児童情報を取り扱わせるに当たっては、当該対象児童情報の安全管理が図られるよう、その職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。 3. 実施機関は、委託先に対象児童情報を取り扱わせるに当たっては、当該情報の安全管理が図られるよう、その委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。 4. 実施機関は、対象児童情報の適正管理について責任を負う対象児童情報管理責任者を設置するものとする。 5. 実施機関は、対象児童情報を正確かつ最新のものとしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 条例第10条1項(2)号にも一般的な規定があるが、対象児童情報は、個人情報の中でも機微性の高いものと考えられるため、相応の(高いレベルの)措置を求めることとした。なお、4項の管理責任者の設置は、条例第10条2項の要求事項であるが、条例は、すべての個人情報に共通の管理者責任者等の設置を要求するものであるのに対し、こちらは対象児童情報を専任とする管理責任者を特に設置することを求めている。 第9条5項は、条例第10条1項(1)号に対応したものの。

<p>第 10 条 (本人関与)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施機関は、対象児童から、対象児童情報の①開示請求、②訂正請求及び③利用停止請求を受けた場合には、条例にしたがって対処するものとする。 2. 前項の開示請求のうち、対象児童の評価に関する情報については、条例第 14 条(5)号カに基づき、開示対象外とすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の定める本人関与には、応じるほかはないが、対象児童の評価に関する情報については、条例第 14 条(5)号カ「指導、選考、判定、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものとして、開示対象外にできると考えた。
<p>第 11 条 (保存期間)</p>	<p>実施機関は、本業務の廃止又は対象児童情報の卒業等の理由により、対象児童情報が必要でなくなった場合には、当該対象情報を速やかに廃棄する等適正な措置をとるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第 10 条 1 項(3)号の要求事項を規定したもの。
<p>第 12 条 (法令遵守)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 実施機関は、本業務の実施に際しては、このガイドラインのほか条例及び関連法令を遵守するものとする。 2. 実施機関は、対象児童情報の収集、管理、利用に当たり、対象児童及び第三者の著作権を侵害してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー&ペーストをすべきではない。
<p>第 13 条 (本ガイドラインの見直し)</p>	<p>実施機関は、1 年に 1 回を目途として、法令の改正その他の状況の変化に対応するため、本ガイドラインを見直すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実効性を持たせるためには、見直し実施の時期をあらかじめ決めておくべきである。
<p>その他</p>	<p>SNS 事業者との関係は記載しなかった。積極的な規約違反(年齢の虚偽申告等)はすべきではないが、情報収集をすることが、ただちに SNS 事業者等との関係で法的問題を生じるとは考え難い。</p>	

② 個人情報保護法が適用されるサービス提供事業者向け
「子ども見守りサービス提供事業者ガイドライン」

	条文	各条文に関する補足、検討事項
第1条 (目的)	このガイドラインは、子ども見守りサービス（以下「本サービス」という。）を提供する事業者（以下「サービス提供者」という。）が、本サービスの提供に際して、対象となる児童・生徒（以下あわせて「対象児童」という。）に関する情報を取得、利用、管理するに当たり、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）を遵守すること及び対象児童の権利侵害を防ぐことを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人情報保護法を遵守」 一般の事業者によるサービス提供を前提としているため、個人情報保護法の適用が問題となる。 ・ 「権利侵害を防ぐ」 情報取得により、プライバシー、表現の自由の問題が生じうる。
第2条 (対象児童情報)	このガイドラインにおいて、「対象児童情報」とは、対象児童に関する情報であって、サービス提供者において対象児童を識別し得る情報をいう（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の対象児童を識別することができることとなるものを含む。）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 識別性のある情報に限定した。
第3条 (委託元)	本サービスは、学校・教育委員会・保護者等、対象児童に対する教育・監護の権限を有する主体（以下「委託元」という。）からの委託を受けることにより、受託業務として行われるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本サービスは教育・監護の権限を有する主体からの委託によってのみ行うことができ、独自に行うことはできない。そもそもこのような情報収集を行うこと自体についての許容性が必要であり、それは、教育・監護の権限に求めるほかはないと考えた。

<p>第4条 (取得の手段)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. サービス提供者による対象児童情報の取得方法は、次に掲げるものに限られる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 対象児童がインターネット上で発信する情報についてサービス提供者が自ら取得する ② 委託元からの提供により取得する ③ 第三者からの通報により取得する 2. サービス提供者は、偽りその他不正の手段により対象児童情報を取得してはならない。 3. サービス提供者が、1項1号の取得に当たり、対象児童情報を閲覧するために必要であり、かつ本サービスの実施として相当な範囲で、対象児童その他のものに対して、その属性等を開示しないこと等は、前項にいう「偽りその他不正の手段」に当たらないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ボランティアからの通報などで様々な情報が上がってくることを考慮して、取得する対象児童情報そのものについては限定しなかった。その代わり、取得の経路を限定するとともに、利用目的に無関係なものは、速やかに消去することとした(第10条(保存期間))。 ・ SNS等に年齢の虚偽申告をする行為は、2項の違反となりうるため、SNS事業者の同意を得ることを要する。 ・ 虚偽申告の必要性がありかつSNS事業者が同意しない場合には、3項にあたるものとして、年齢の虚偽申告を行うことができるものとする。ただし、この点については専門家から違法の疑いがあるとの指摘を受けている。
------------------------	---	--

<p>第5条 (利用目的)</p>	<p>5. 対象児童情報の利用目的は、児童の教育・監護ほか、その健全な育成を阻害するおそれのある、①対象児童の嗜好・行動、②人間関係、及び③トラブル等を特定し、委託元に対して提供することに限られる。</p> <p>6. 前項の「対象児童の嗜好・行動」とは、対象児童による①法令違反行為、②自殺・自傷行為、③家族・友人等の生命・身体等に危険をもたらすおそれのある行為、④飲酒喫煙・性的逸脱行為・校則違反、及び⑤その他児童の健全育成を阻害するおそれのある行為又はこれらの行為への関心をいう。</p> <p>7. 第1項の「人間関係」とは、①暴力団関係者、暴走族、前科・前歴のある者又はそれらと日常的な交流がある者との交友関係、②営利目的の業者との接触、③出会いを求める大人またはその疑いのある大人との接触、④親族その他の同居者による虐待、及び⑤その他児童の健全育成を阻害するおそれのある者との接触をいう。</p> <p>8. 第1項の「トラブル等」とは、①犯罪被害、②学校・塾等におけるいじめ又は対人トラブル、③ひきこもり、④常習的不登校、⑤薬物依存、⑥精神障害その他の疾病、⑦誹謗中傷および個人情報(対象児童自身の情報を含む。)の発信、及び⑧その他児童の健全育成を阻害するおそれのあるトラブルをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的は、対象児童の健全な育成を阻害するおそれのある①嗜好・行動、②人間関係、③トラブル等の3つのカテゴリに属する事実の特定・提供とした。それぞれのカテゴリの対象もある程度限定した。人間関係は、児童の健全育成を阻害するおそれのある者との接触に限定し、同世代間の異性交遊や不登校児童の友人関係などはここには含めていない。
-----------------------	---	--

<p>第6条 (第三者提供)</p>	<p>1. サービス提供事業者は、対象児童の事前の同意なく、対象児童情報を委託元以外に提供してはならない。ただし、法令（個人情報保護法を除く。）により許容される場合はこの限りではない。</p> <p>2. 前項との関係で、以下の場合は、第三者提供に当たらない。</p> <p>① 見守りサービスにおける対象児童情報の取扱いを委託する場合</p> <p>② 合併その他の事由による事業の承継に伴って対象児童情報が提供される場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者提供は原則禁止。必要がある場合は、委託元から委託元の責任において第三者提供する。「A校の児童の情報をB校に」「県の情報を市に」といったことは、仮に可能であるとしても、委託元の権限によって行うべきではないか。 ・ 委託と事業承継を第三者提供ではないとした(法23条4項1号、2号と同じ)。共同利用(法23条4項3号)はプライバシー侵害の懸念が払しょくできないため、許容しなかった。 ・ オプトアウト(法23条2項)もプライバシー侵害の懸念があるため許容しない。
<p>第7条 (再委託)</p>	<p>サービス提供者は、見守りサービスの一部をその責任において第三者に委託することができる。ただし、事前に委託事項及び委託先の選定について、委託元の書面による承諾を得なければならない。</p>	
<p>第8条 (安全管理)</p>	<p>6. サービス提供者は、その取り扱う対象児童情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>7. サービス提供者は、その従業者に対象児童情報を取り扱わせるに当たっては、当該情報の安全管理が図られるよう、その従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>8. サービス提供者は、再委託先に対象児童情報を取り扱わせるに当たっては、当該情報の安全管理が図られるよう、その再委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>	

<p>第9条 (本人関与等)</p>	<p>3. サービス提供者は、対象児童から、対象児童情報の①開示、②内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)及び③利用の停止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めが個人情報保護法の要件を満たすときは、同法にしたがって、開示、訂正等、利用停止等に応じるものとする。</p> <p>4. サービス提供者は、対象児童又はその親権者その他同等の監護権を有するものから、対象児童情報の①開示、②訂正等及び③利用停止等を求められた場合、その求めが個人情報保護法の要件を満たさないときであっても、委託元と相談のうえ、対象児童の権利保護と健全育成の観点から、適正な対応を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護法の定める本人関与には、応じるほかはない。 ・ 個人情報保護法の要件を満たさない場合でも、プライバシーの観点等から一定の対応を求めた。委託元が健全育成との関係で一定の権限を有することから、本人関与に全面的に応じるべきものとはしなかった。
<p>第10条 (保存期間)</p>	<p>1. サービス提供者は委託元と協議のうえ、対象児童情報の保存期間を決定するものとする。</p> <p>2. サービス提供者は、利用目的と無関係な対象児童情報を速やかに消去するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託元によって保存期間を一律には決め難いので、「決定する」ことを義務とした。
<p>第11条 (著作権)</p>	<p>サービス提供者は、対象児童情報の取得、管理、利用に当たり、対象児童及び第三者の著作権を侵害してはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー&ペーストをすべきではない。
<p>第12条 (本ガイドラインの見直し)</p>	<p>サービス提供者は、1年に1回を目途として、法令の改正その他の状況の変化に対応するため、本ガイドラインを見直すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実効性を持たせるためには、見直し実施の時期をあらかじめ決めておくべきである。
<p>その他</p>	<p>SNS事業者との関係は記載しなかった。積極的な規約違反(年齢の虚偽申告等)はすべきではないが、情報収集をすることが、ただちにSNS事業者等との関係で法的問題を生じるとは考え難い。</p>	